

(別紙)

**令和 7 (2025) 年度とちぎ若い世代向け少子化対策情報発信強化業務委託
公募型プロポーザル審査基準**

- 1 審査は、令和 7 (2025) 年度とちぎ若い世代向け少子化対策情報発信強化業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の委員が行うものとする。
- 2 委員は、公募型プロポーザル参加表明書を提出した者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等の内容を基に、次の項目及び配点により評価を行う。

評価項目			評価内容	配点
1	業務内容の理解度	(1)	本事業の業務目的や仕様書の内容を十分に理解しているか。 また、事業目的を達成するための考え方やコンセプトが明確であるか。	10
2	組織体制	(2)	実施体制（専門知識を有した人員体制を含む）、実施スケジュールが業務を安定的に遂行できるものであるか。	10
3	企画提案の優位性	(3)	広告運用計画が広告効果の最大化に向けた効果的な提案となっているか。 また、ランディングページと親和性がある提案となっているか。	10
		(4)	広告バナーの制作において、パターンの細分化に係るビジョンが明確で、効果的な提案となっているか。	10
		(5)	広告バナーの制作において、デザイン等のイメージがターゲットに訴求力の高い効果的な提案となっているか。	10
		(6)	広告の配信において、媒体（掲出プラットフォーム）の選定が事業効果の最大化に向けた最適な組み合わせに基づく提案となっているか。	10
		(7)	広告配信及びランディングページとなるウェブサイトの分析により、目標達成に向けて事業の改善が見込まれる提案となっているか。	10
4	企画提案の実現可能性	(8)	目標達成に向け、ツール（Google アナリティクスや Google タグ マネージャー等）や広告配信が適切に設定され、広告の最適化や目標とする指標のデータが確実に取得できるものであるか。	10
		(9)	過去の類似業務の実績に鑑み、業務遂行能力が認められるか。	10
		(10)	事業内容に対し、適切な経費が計上されているか。	10
合 計				100

- 3 契約候補者の決定の手順は、次のとおりとする。
 - (1) 企画提案者の中で、最高点と評価した委員が最も多かった者を契約候補者とする。
 - (2) 該当する企画提案者が複数あった場合は、各委員による評価点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
 - (3) 上記 (2) において、平均点が最も高い者が複数あった場合は、委員会で審議の上、契約候補者を決定する。
 - (4) 各委員による評価点の平均点が 60 点に満たない提案者は、契約候補者又は次点者になることができない。